



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年11月2日金曜日 第1910号

◇ 目 次 ◇

林業用種苗生産事業者の登録の失効.....1217
 公有水面埋立免許.....1217
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）.....1218
 土砂災害警戒区域の指定.....1223
 開発行為に関する工事の完了.....1224

道路の位置の指定.....1224

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....1224
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1225

雑 報

公示による通知.....1225

告 示

○愛媛県告示第1688号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。

平成19年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住 所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
44	北条森林組合	北条市辻6番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成	北条森林組合	北条市辻6番地
49	松山流域森林組合	温泉郡重信町大字上村甲685		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		温泉郡重信町大字上村甲685
81	高須賀 利一	温泉郡川内町大字北方451		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		温泉郡川内町大字北方
82	高須賀 博	温泉郡川内町大字北方870		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成	高須賀園芸センター	温泉郡川内町大字南方
95	泉 岡 辨五郎	温泉郡重信町大字田窪564		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		温泉郡重信町大字田窪
97	山 内 頼 衛	温泉郡重信町大字田窪183		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		温泉郡重信町大字田窪
100	恒 岡 舛 幸	温泉郡重信町大字横河原1343		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		温泉郡重信町大字横河原
101	恒 岡 定 俊	温泉郡重信町大字樋口1186		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		温泉郡重信町大字樋口
274	渡 部 定 弘	温泉郡川内町南方2792		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		温泉郡川内町南方
275	相 原 一 雅	温泉郡川内町吉久31		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		温泉郡川内町吉久
335	相 原 芳 明	温泉郡川内町大字吉久23番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		温泉郡川内町大字吉久
339	相 原 芳 典	温泉郡川内町大字吉久23番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		温泉郡川内町大字吉久23番地

○愛媛県告示第1689号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成19年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡上島町弓削下弓削210番

上島町

代表者 上島町長 上村俊之

越智郡上島町弓削下弓削185番5

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

越智郡上島町岩城4695番 6 から同町岩城4699番 2 前面道路の地先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線及び16点と1点を結ぶ平成19年の春分の満潮位(D.L.+3.71メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町字長江乙1350-1番地内の国土地理院「長江」四等三角点)は、北緯34度16分24.3169秒、東経132度09分01.1950秒の地点

- 1点は、基点から真北23度54分34秒562.33メートルの地点
2点は、1点から真北76度01分42秒11.19メートルの地点
3点は、2点から真北166度00分53秒0.82メートルの地点
4点は、3点から真北76度01分36秒34.05メートルの地点
5点は、4点から真北165度22分45秒0.05メートルの地点
6点は、5点から真北76度01分32秒16.20メートルの地点
7点は、6点から真北165度57分50秒0.01メートルの地点
8点は、7点から真北76度01分47秒12.87メートルの地点
9点は、8点から真北166度01分31秒49.57メートルの地点

10点は、9点から真北75度57分50秒0.01メートルの地点
11点は、10点から真北166度01分34秒48.68メートルの地点

12点は、11点から真北256度01分35秒29.28メートルの地点

13点は、12点から真北166度33分05秒0.05メートルの地点
14点は、13点から真北256度01分36秒44.85メートルの地点

15点は、14点から真北166度01分53秒0.82メートルの地点
16点は、15点から真北256度01分32秒16.44メートルの地点

ウ 面積

9,301.44平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町岩城4695番 6 から同町岩城4960番 2 前面道路の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からJ点までを順次直線で結んだ線及びJ点とA点を結んだ線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町字長江乙1350-1番地内の国土地理院「長江」四等三角点)は、北緯34度16分24.3169秒、東経133度09分01.1950秒の地点

- A点は、基点から真北22度15分14秒500.39メートルの地点
B点は、A点から真北75度41分20秒48.76メートルの地点
C点は、B点から真北345度38分50秒49.89メートルの地点

D点は、C点から真北76度01分34秒126.34メートルの地点
E点は、D点から真北166度01分35秒160.00メートルの地点

F点は、E点から真北256度00分15秒116.76メートルの地点
G点は、F点から真北340度52分40秒2.03メートルの地点
H点は、G点から真北318度21分51秒44.96メートルの地点

点

I点は、H点から真北308度27分10秒34.85メートルの地点

点

J点は、I点から真北318度47分50秒14.94メートルの地点

ウ 面積

22,516.49平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 埋立免許年月日

平成19年11月2日

○愛媛県告示第1690号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成19年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 6 columns: Name, Designated Area, Cause of Disaster, Name, Designated Area, Cause of Disaster, and Impact on Buildings. It lists various disaster-prone areas like '徳の森' and '下高串A'.

大浦8 - 2 (203 - 54(1))	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大浦8 - 2 (203 - 54(1))	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	蒋B (481 - 146(1))	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	蒋B (481 - 146(1))	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
白浜28 - 1 (203 - 143(1))	宇和島市白浜 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	白浜28 - 1 (203 - 143(1))	宇和島市白浜 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	東連寺 谷 (481 - 168(1))	宇和島市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	東連寺 谷 (481 - 168(1))	宇和島市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
和田 (481 - 2152 (1))	宇和島市吉田 町法津 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	和田 (481 - 2152 (1))	宇和島市吉田 町法津 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	尻貝 (A) (486 - 2327 (1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	尻貝 (A) (486 - 2327 (1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小名 (A) (481 - 2178 (1))	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小名 (A) (481 - 2178 (1))	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	牛の浦 (A) (486 - 2329 (1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	牛の浦 (A) (486 - 2329 (1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
寺家 (481 - 2183 (1))	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	寺家 (481 - 2183 (1))	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	牛の浦 (B) (486 - 2330 (1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	牛の浦 (B) (486 - 2330 (1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
蒋 (A) (481 - 2186 (1))	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	蒋 (A) (481 - 2186 (1))	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	木浦松 (A) (486 - 2331 (1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	木浦松 (A) (486 - 2331 (1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
鳥首 (A) (481 - 2188 (1))	宇和島市吉田 町沖村 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	鳥首 (A) (481 - 2188 (1))	宇和島市吉田 町沖村 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	宗清 (B) (486 - 2340 (1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宗清 (B) (486 - 2340 (1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
冲上 (481 - 2196 (1))	宇和島市吉田 町沖村 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	冲上 (481 - 2196 (1))	宇和島市吉田 町沖村 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	家次 (A) (486 - 4(1))	宇和島市津島 町近家 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	家次 (A) (486 - 4(1))	宇和島市津島 町近家 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中組 (C) (481 - 2202 (1))	宇和島市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中組 (C) (481 - 2202 (1))	宇和島市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	家次 (B) (486 - 5(1))	宇和島市津島 町近家 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	家次 (B) (486 - 5(1))	宇和島市津島 町近家 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
屋敷 (B) (481 - 2241 (1))	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	屋敷 (B) (481 - 2241 (1))	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	宗清 (486 - 9(1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宗清 (486 - 9(1))	宇和島市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
冲村 (H) (481 - 2779 (1))	宇和島市吉田 町沖村 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	冲村 (H) (481 - 2779 (1))	宇和島市吉田 町沖村 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	西赤松 川 (203 - 100 1)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	西赤松 川 (203 - 100 1)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宮ノ浦 西A (481 - 1(1))	宇和島市吉田 町法津 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宮ノ浦 西A (481 - 1(1))	宇和島市吉田 町法津 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	下江湖 川 (203 - 100 4)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	下江湖 川 (203 - 100 4)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
屋敷A (481 - 27(1))	宇和島市吉田 町立間・屋 敷(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	屋敷A (481 - 27(1))	宇和島市吉田 町立間・屋 敷(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	稲葉川 (203 - 1006 - 1)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	稲葉川 (203 - 1006 - 1)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
河内中 B (481 - 76(1))	宇和島市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	河内中 B (481 - 76(1))	宇和島市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	稲葉川 (203 - 1006 - 2)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	稲葉川 (203 - 1006 - 2)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
							稲葉川 (203 - 1006 - 3)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	稲葉川 (203 - 1006 - 3)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

白浜川 (203-1149)	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流	白浜川 (203-1149)	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	花組川 (481-1265)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	花組川 (481-1265)	宇和島市吉田浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高想川 (203-1150)	宇和島市石応 (次の図のとおり)	土石流	高想川 (203-1150)	宇和島市石応 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	奥鶴間川 (481-1297)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	奥鶴間川 (481-1297)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石応川 (203-1152-1)	宇和島市石応 (次の図のとおり)	土石流	石応川 (203-1152-1)	宇和島市石応 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	木下谷川 (481-1301)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	木下谷川 (481-1301)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石応川 (203-1152-2)	宇和島市石応 (次の図のとおり)	土石流	石応川 (203-1152-2)	宇和島市石応 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東灰の浜川 (481-1311b)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	東灰の浜川 (481-1311b)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐武良川 (203-1153)	宇和島市石応 (次の図のとおり)	土石流	佐武良川 (203-1153)	宇和島市石応 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	久保谷川 (481-1312)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	久保谷川 (481-1312)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西佐武良川 (203-1154)	宇和島市石応 (次の図のとおり)	土石流	西佐武良川 (203-1154)	宇和島市石応 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東沖村川 (481-1314)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	東沖村川 (481-1314)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上本村川 (203-2003)	宇和島市高串 (次の図のとおり)	土石流	上本村川 (203-2003)	宇和島市高串 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上荒地内川 (481-1315)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	上荒地内川 (481-1315)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池の浦川 (481-1252)	宇和島市吉田町深浦 (次の図のとおり)	土石流	池の浦川 (481-1252)	宇和島市吉田町深浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	雪森川 (481-1324)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	雪森川 (481-1324)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小西川 (481-1254)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	土石流	小西川 (481-1254)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上屋敷川 (481-1328)	宇和島市吉田町立間・屋敷 (次の図のとおり)	土石流	上屋敷川 (481-1328)	宇和島市吉田町立間・屋敷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
和田川 (481-1255)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	土石流	和田川 (481-1255)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下屋敷川 (481-1330)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	下屋敷川 (481-1330)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鍋倉川 (481-1256)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	土石流	鍋倉川 (481-1256)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下小名西川 (481-1336)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	下小名西川 (481-1336)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷川 (481-1258)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	土石流	大谷川 (481-1258)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	奥白井谷川 (481-1337)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	奥白井谷川 (481-1337)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
泉川 (481-1259)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	泉川 (481-1259)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東川 (481-1339)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	東川 (481-1339)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
畦屋西川 (481-1262)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	畦屋西川 (481-1262)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	正木谷川 (481-1340a)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	正木谷川 (481-1340a)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三ッ尾川 (481-1263)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	三ッ尾川 (481-1263)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり							

正木谷川 (481-1340b)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	正木谷川 (481-1340b)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上谷ノ内川 (481-1342)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	上谷ノ内川 (481-1342)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
津田川 (481-1343)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	津田川 (481-1343)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
黒坪川 (481-1346)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	黒坪川 (481-1346)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
客ノ谷川 (481-1347)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	客ノ谷川 (481-1347)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
医王寺川 (481-1350)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	医王寺川 (481-1350)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
日の地川 (481-2057)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	日の地川 (481-2057)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西ノ谷川 (481-2071)	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流	西ノ谷川 (481-2071)	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中福浦川 (486-1577)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	中福浦川 (486-1577)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
尻貝川 (486-1579)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	尻貝川 (486-1579)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北尻貝川 (486-1580)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	北尻貝川 (486-1580)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
牛の浦川 (486-1581)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	牛の浦川 (486-1581)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
木浦松川 (486-1582)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	木浦松川 (486-1582)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
家次川 (486-1583)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	家次川 (486-1583)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

内の浦川 (486-1585)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	内の浦川 (486-1585)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上面浦川 (486-1587)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	上面浦川 (486-1587)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
面浦川 (486-1588)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	面浦川 (486-1588)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
狩付川 (486-1589)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	狩付川 (486-1589)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西国延川 (486-1590)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	西国延川 (486-1590)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宗清川 (486-1593)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	宗清川 (486-1593)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東宇清川 (486-1594)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	東宇清川 (486-1594)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西鶴ノ浜川 (486-1595)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	西鶴ノ浜川 (486-1595)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鶴ノ浜川 (486-1596)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	鶴ノ浜川 (486-1596)	宇和島市津島町北灘 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1691号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成19年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
旦ノ上 (205-109(1))	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	旦ノ上 (205-109(1))	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

出口 (205 - 111(1))	新居浜市秋生 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	出口 (205 - 111(1))	新居浜市秋生 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
上原川 (205 - 106 6)	新居浜市大永 山(次の 図のと おり)	土石流	上原川 (205 - 106 6)	新居浜市大永 山(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東川 (205 - 106 7)	新居浜市大永 山(次の 図のと おり)	土石流	東川 (205 - 106 7)	新居浜市大永 山(次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西条地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1692号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成19年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類
江湖川 (203 - 100 5)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流
阿形川 (203 - 1012 - 3)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流
下長浦 川 (203 - 101 5)	宇和島市大浦 (次の 図のと おり)	土石流
東奥高 串川 (203 - 1041 - 3)	宇和島市高串 (次の 図のと おり)	土石流
東石心 川 (203 - 115 1)	宇和島市石心 (次の 図のと おり)	土石流
小深浦 川 (481 - 125 3)	宇和島市吉田 町法花 津(次の 図のと おり)	土石流
今郷川 (481 - 125 7)	宇和島市吉田 町法花 津(次の 図のと おり)	土石流
先新浜 川 (481 - 126 0)	宇和島市吉田 町白浦 (次の 図のと おり)	土石流

畦屋東 川 (481 - 126 1)	宇和島市吉田 町白浦 (次の 図のと おり)	土石流
西三ツ 尾川 (481 - 126 4)	宇和島市吉田 町白浦 (次の 図のと おり)	土石流
西蓮寺 谷川 (481 - 126 7)	宇和島市吉田 町白浦 筋(次の 図のと おり)	土石流
下川平 川 (481 - 129 6)	宇和島市吉田 町沖村 (次の 図のと おり)	土石流
中上組 川 (481 - 130 3)	宇和島市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	土石流
鬼王西 川 (481 - 130 9)	宇和島市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	土石流
東灰の 浜川 (481 - 1311 a)	宇和島市吉田 町沖村 (次の 図のと おり)	土石流
西荒地 内川 (481 - 131 6)	宇和島市吉田 町沖村 (次の 図のと おり)	土石流
東荒地 内川 (481 - 131 8)	宇和島市吉田 町沖村 (次の 図のと おり)	土石流
竹城下 川 (481 - 132 1)	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流
西湍竹 下川 (481 - 132 2)	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流
小名西 川 (481 - 132 6)	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流
屋敷川 (481 - 132 9)	宇和島市吉田 町立間・屋 敷(次の 図のと おり)	土石流
西晋文 寺川 (481 - 133 1)	宇和島市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流

晋文寺川 (481 - 133 2)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流
郷蔵川 (481 - 134 9)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1693号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建(開)第36号 平成19年10月18日	伊予郡松前町大字神崎字上り水1032番4	松山市針田町109番地9 新日本建設株式会社 代表取締役 井上 秀明
19松局建(開)第37号 平成19年10月18日	伊予郡松前町大字神崎字向井406番4	松山市溝辺町甲363番地 県職員住宅6号 山下 太司 山下 優子
19松局建(開)第38号 平成19年10月18日	伊予市上三谷字旗屋甲936番1及び甲936番2	伊予市上三谷936番地1 水口 桂

○愛媛県告示第1694号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

四国中央市金生町山田井字大平木1124番及び1125番

2 申請人の住所氏名

四国中央市川之江町2893番地1

富士住宅産業株式会社 代表取締役 白石 一忠

3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年10月22日	特定非営利活動法人 経済進興協議会	山本 恭嗣	松山市南江戸一丁目10番21号	この法人は、主に、経済・産業・文化・音楽・スポーツ等を通して、各イベント・コンサルタント・ボランティア活動を行い、公益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年10月22日	特定非営利活動法人 和み	越 智 みゆき	愛媛県伊予市上三谷甲3577番地 6	この法人は、地域の高齢者及び障害者に対して、その社会的自立の促進と生活の質的向上に関する事業を行い、認知症高齢者や高齢者の自立支援及びその家族の介護負担軽減を図るため、個性を大切にした居宅介護支援事業等を行い、地域と社会の福祉活動の発展に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年10月23日	特定非営利活動法人 愛媛労働安全衛生センター	村 上 正 和	新居浜市新田町一丁目 8 番15号	本会は、労働災害及び職業病を未然防止するため、労働者の安全と健康に関する調査、研究、相談、教育、啓発事業等を行うとともに、被災者の救済及び援護を行うことにより、労働者の安全、健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

 雑 報

○公示による通知

存否不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 335 番地）
平 井 熊 幸

存否不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 757 番地）
東 幸 男

住所不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 757 番地）
東 清

住所不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 335 番地）
平 井 ヨシ子

住所不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 335 番地）
平 井 ヒサ子

存否不明（ただし、最後の本籍 愛媛県大洲市阿蔵甲 335 番地）
平 井 俊 雄

相続人不明（ただし、平井喜見三郎法定相続人）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成19年11月26日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成19年11月2日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成19年10月16日付け19媛収第18 - 6号審理の開催について（審理開催の通知）